

札幌市生涯学習推進検討会議設置要綱

平成 17 年 7 月 14 日
教育長 決 裁

(目的)

第 1 条 本市における新たな生涯学習推進構想(以下、「構想」という。)の策定にあたり、生涯学習の推進方策について、幅広い市民の意見と各方面の専門的な見識を反映させた検討を行うため、札幌市生涯学習推進検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 2 条 検討会議は、15 名以内の委員で組織する。

2 委員は、社会教育委員、その他有識者、公募による市民など教育長が適当と認める者の中から、教育長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、特別の事情のあるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 4 条 検討会議に座長及び副座長各 1 名を置き、座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

2 座長は、検討会議を総括する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理し、座長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 検討会議は、座長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、座長は会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 座長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局を、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月29日から施行する。

2 検討会議の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。